

令和2年第1回公立甲賀病院組合議会定例会 会議録

招集年月日	令和2年3月26日(木)					
招集の場所	甲賀市水口町 公立甲賀病院2階講堂					
開会(開議)	3月26日 午後2時0分			議長	堀田 繁樹	
出席議員並びに欠席議員  出席 10名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	糸目 仁樹	○	6	藤川 みゆき	○
	2	山中 善治	○	7	奥村 幹郎	○
	3	戎脇 浩	○	8	小林 義典	○
	4	田中 喜克	○	9	堀田 繁樹	○
	5	小西 喜代次	○	10	立入 善治	○
説明のために出席した者	管理者	谷畑 英吾		副管理者	岩永 裕貴	
	会計管理者	加藤 良次		代表監査委員	田中 暢太佳	
	事務局長	中尾 博志		/		
職務のため出席した者の氏名	幡野 啓二、岡田 正彦、中村 敏之、森口 三義、山西 恒男、上畠 亘					
議事次第	別紙のとおり					
会議録署名議員	3番	戎脇 浩		4番	田中 喜克	

令和 2 年第 1 回公立甲賀病院組合議会  
定例会議事日程

令和 2 年 3 月 26 日  
午後 2 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 地方独立行政法人公立甲賀病院定款の変更について
- 日程第 4 議案第 2 号 地方独立行政法人公立甲賀病院中期計画の一部変更の認可について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成 31 年度公立甲賀病院組合一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 6 議案第 4 号 令和 2 年度公立甲賀病院組合一般会計予算の議決について
- 日程第 7 一般質問

## 議事の経過

堀田議長

皆さん、こんにちは。両市の3月定例議会も終わったところで、大変お疲れのところ、本日の病院組合議会、出席ご苦労さまです。それでは、開会に先立ちまして、去る2月27日、公立甲賀病院理事長兼院長であります清水和也先生が逝去されました。ここに、謹んで清水先生のご冥福をお祈りして、黙禱をささげたいと思います。ご起立をお願いいたします。黙禱。

(黙 禱)

堀田議長

ありがとうございました。ご着席ください。

### ○ 開会 開議

堀田議長

ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。よって、令和2年第1回公立甲賀病院組合議会定例会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際、日程に入るに先立ち、監査委員から現金出納検査並びに定期監査の認定を受けましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

また、4月1日施行の公立甲賀病院組合監査基準の提出がありましたので、ご報告いたします。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

堀田議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、3番、戎脇浩議員、4番、田中喜克議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

堀田議長

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思っております。これに

堀田議長

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

案件に入ります前に、管理者より挨拶がありますので、よろしく  
お願いいたします。

○谷畑管理者挨拶

谷畑管理者

改めまして、皆さん、こんにちは。

本日、公立甲賀病院組合議会の議員の皆様方には、両市議会3月定例会終了直後の何かと年度末でご多用のところ、本組合定例会にご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素は本組合並びに病院の運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をおかりして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今ほども黙祷をささげさせていただきましたが、地方独立行政法人公立甲賀病院の理事長であり、公立甲賀病院の院長でありました清水和也先生におかれましては、昨年夏ごろから体調不良を訴えられ、今年の1月中ごろまでは公務に精励をされておられたわけがありますけれども、その後、容体が急激に悪化をいたしまして、残念ながら帰らぬ人となられたところでございます。まことに痛恨のきわみであり、ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

清水先生は、昭和52年に京都大学医学部をご卒業後、倉敷中央病院、和歌山赤十字病院、京都大学病院等を経て、平成20年に当院へ赴任をされたところでございます。新病院の移転と同時に院長に就任をされまして、また、昨年4月には地方独立行政法人の初代理事長として、病院のさらなる発展と改革に取り組んでこられました。清水先生の思いはきっと病院職員によって引き継がれていくものと信じているところでございます。

さて、1月初旬ごろより、中国湖北省の武漢を発生源とする新型コロナウイルスによる感染患者が世界各地に拡大をし、日本国内におきましても感染患者の増加が続く一方、社会や経済に大きな影を落としている状況でございます。本日、政府においては新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を17時35分に設置をする予定であるというふうに聞いておりまして、緊急事態宣言の発出もすぐではないかというふうに認識をさせていただいているところでございます。

現在、甲賀市、湖南市におきまして感染患者の発生は確認できておりませんが、法人においては、万が一の事態に備え、万全の備えをとっているところでございますので、ご報告を申し上げますと思います。

早いもので、昨年4月の地方独立行政法人化から1年が経過をしようとしております。独法化により運営の主体が病院組合から法人に移ったことによりまして、法人は4年間の中期目標、中期計画の達成に向け、地道に法人としての基礎を固めながら運営が行われているということにつきまして、毎月の正副管理者会において確認をいたしているところでございます。

しかしながら、本年4月の診療報酬改定では0.46%のマイナス改定となりますので、病院運営はさらに厳しくなることが予想されるところでございます。新理事長就任のもと、今回の改定の柱である医師の働き方改革や地域完結型医療等への取り組みを、新しい体制により一層推進していただきたいと考えているところでございます。

病院組合といたしましては、引き続き病院運営を注視し、今年8月ごろには平成31年度の法人の業務実績評価を行い、9月議会に報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、本日の議会におきましては、法人の定款変更、中期計画の変更、平成31年度一般会計補正予算、令和2年度一般会計予算の4件のご審議をお願い申し上げます。

議会招集に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

### 日程第3 議案第7号

堀田議長

それでは、日程第3、議案第1号「地方独立行政法人公立甲賀病院定款の変更について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

堀田議長

管理者。

谷畑管理者

それでは、議案第1号「地方独立行政法人公立甲賀病院定款の変更について」の提案理由を申し上げます。

本件は、地方独立行政法人公立甲賀病院が、国保直営診療施設として実施する国民健康保険事業の財源確保のため、国保調整交付金の申請を行った際、国から県を通じて、公立甲賀病院については平

成31年4月1日に地方独立行政法人に移行しているため、当該地方独立行政法人が国保直営診療施設の役割を果たす旨の内容が定款等に記載されている必要があるとの指導がありました。

地方独立行政法人化への移行に際しまして、平成29年12月の両市市議会において議決をされました公立甲賀病院組合規約の中には国保事業を行う施設として法人を設立する旨を規定いたしました。が、定款上には規定できておりませんでしたので、新たに第16条第1項を追加し、あわせて一部文言の追加並びに地番の修正について所要の変更を行おうとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明が終わりました。

本組合議会は、質疑の事前通告制をとっております。

議員2名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

初めに、10番、立入善治議員。

今説明がありました。が、土地の所在地の呼称が変更されているわけですね。この主な理由について伺いたいと思います。

議長

事務局、答弁。

10番、立入議員のご質疑にお答えいたします。

土地の呼称が変更される理由について、本定款につきましては、地方独立行政法人移行に際し、平成29年12月の臨時議会において議決をいただき、制定しております。土地の名称につきましては、土地の登記簿に基づき記載をしておりましたが、転記誤りが発覚しましたので修正をお願いさせていただくものでございます。

以上でございます。

次に、5番、小西喜代次議員。

今、管理者のほうから提案理由の説明がございました。私は、トーマツもそうですし、それから、事前にいろんなご準備いただいたその経過の中だとか、それから、事前にそういう法人へかえるという独法化に向けての諸準備の中で、そういうことが事前に資料も提出された上で確認されているということだったと思うので、今、提案理由をお聞きして意外だなというふうに思ったんですけども、その点で、どういう手順のところ、それが見つからなかった理由は何か、例えば見落としたということかもわかりませんが、その件が発見されたというのはどういう経過の中であったのかというのを改めてお願いしたいと思います。

議長。

事務局、答弁。

堀田議長

立入議員

中尾事務局長  
堀田議長  
中尾事務局長

堀田議長  
小西議員

中尾事務局長  
堀田議長

中尾事務局長

5番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

この誤りが発見された経緯についてでございますが、まず、国保調整交付金の関係につきましては、独法の準備当時、国保の交付金の件もございましたので、県を通じて国のほうにも確認をさせていただき、病院組合理約の中に入とうということ一旦国、県の了承をいただいていたものでございます。ただ、今回、担当もかわられたということがございまして、やはり定款に明確に入とうということのご指導をいただきましたので、今回、追加ということで提案をさせていただくものでございます。

また、文言の追加と地番修正につきましては事務の単純なミスでございますので、申しわけございませんでした。

小西議員

議長。

堀田議長

5番、小西喜代次議員。

小西議員

今、事務局長のほうで担当もかわられたということだということなんですけども、本来こういうことというのは一定の書式があって、そのもとに審査をされるというように思うんですけども、担当者の交代によって発見というのは、なかなか私自身は解せんなど。むしろ国なら国のほうの責任の問題で、模範定款みたいなもんってありますでしょう。ですから、そういう点からいけば国のほうの責任ということも大きいのではないかなというふうに思うんですけど、その辺で何かやりとりはされたのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

中尾事務局長

議長。

堀田議長

事務局、答弁。

中尾事務局長

国保の交付金の件につきましては、当時の経過を県を通じて国のほうにも伝えさせていただきました。ただ、国の担当者の方もさらに上司にも相談された結果、やはり定款に記載が必要だということで、やりとりしましたが、これ以上国のほうに申しあげても難しいのではないかとということで、今回提案をさせていただきたいということでございます。

堀田議長

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

以上で、今回通告のありました質疑は終わりましたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

堀田議長

#### 日程第4 議案第2号

堀田議長

日程第4、議案第2号「地方独立行政法人公立甲賀病院中期計画の一部変更の認可について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

堀田議長

管理者。

谷畑管理者

議案第2号「地方独立行政法人公立甲賀病院中期計画の一部変更の認可について」の提案理由を申し上げます。

公立甲賀病院は、地方独立行政法人化後も甲賀市と湖南市が設立する公立甲賀病院組合立の公立病院としての機能を確保するため、病院組合から指示した4年間の中期目標に基づき、4年間の中期計画を策定しております。法人設立日であります平成31年4月1日に、組合議会の議決を経て、病院組合が認可した中期計画達成に向け、法人は自律性、自主性を発揮しながら、医療サービスの質向上や経営の効率化等に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、法人において、本年2月5日開催の評価委員会に向け、上半期の進捗状況を確認いたしましたところ、中期計画及び年度計画において、実績数値誤りや予算、収支計画等に多くの不備が判明したことが明らかとなりました。法人に対し、早急に修正するように指示をし、このたび、法人から中期計画変更の認可申請を受けましたので、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により提案をさせていただきますのでございます。

詳細につきましては事務局より説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

中尾事務局長

議長。

堀田議長

事務局長。

中尾事務局長

議案第2号、地方独立行政法人公立甲賀病院中期計画の一部変更の認可につきまして、事務局より詳細説明をさせていただきます。

議案、1ページをごらんください。

5疾病に対する主な医療の取り組み、I、がんについての項目でございします。

化学療法につきまして、平成29年度実績11,058例から2,032例に転記誤りのため訂正し、2022年度目標を再度検討の上、13,000例から2,159例に設定しました。

議案、2ページをごらんください。

地域医療支援病院としての役割の項目です。

紹介率につきまして、平成29年度実績79.3%から74.3%に、逆紹介率は67.1%から68.8%に、ともに月平均値から年間総数をもとに算定する方法へ変更のため、訂正をさせていただきました。紹介率、逆紹介率とも2022年度目標値に変更はございません。

同じページで、医療従事者の確保・育成の項目です。

看護職員離職率につきまして、平成29年度実績9.7%から9.3%に。看護部の基礎数値から人事課の基礎数値による算定方法へ変更をさせていただいたため訂正し、2022年度の目標を再検討の上、9.5%から9.3%へと設定をしました。

3ページをごらんください。

収入の確保、(1)収入管理機能の強化の項目です。

外来患者数につきまして、平成29年度実績233,481人から231,821人に、転記誤りのため訂正しました。2022年度目標値に変更はございません。

同項目で、窓口未収金発生率につきまして、平成29年度実績2.0%から1.3%に算定誤りのため訂正し、2022年度の目標を再検討し、2%から1.3%へと変更しました。

次に、支出の削減(抑制)、管理機能の強化の表の下に「給与比率・経費比率には一般管理費を含む」と、また、4ページの3、経営基盤の安定化、(1)効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善の表の下に「医業収支比率には一般管理費含む」という文言を追記しました。この文言につきましては、独法会計予算上、管理部門の事務職員の給与費や経費等は一般管理費として区分しているため、比率の中に入れておくことを注釈しております。

4ページ。

運営費負担金の基準等につきましては、地方独立行政法人会計基準により中期計画に明記することが必要とされていますので、追記させていただきました。

4ページから7ページまで。

予算、収支計画における区分、金額の訂正でございますが、看護学校事業、居宅介護事業の収益事業は、公営企業会計の考えを踏襲し、営業外収益、営業外費用として、当初の予算収支計画に計上し

ておりました。しかし、当法人の定款には看護学校事業、居宅介護事業はいずれも法人の業務活動として定義しており、地方独立行政法人会計基準によりますと、業務活動から生じた収益及び費用は営業収益、営業費用として処理するとされておりますので、営業収益の中に看護学校事業収益、居宅介護事業収益を、営業費用の中に看護学校事業費用、居宅介護事業費用の項目を追記し、それに伴います数値の訂正をいたしました。

8 ページ、資金計画の5行目でございます。

前期中期目標期間よりの繰越金の項目におきまして金額の記載誤りがあり、34億9,700万円から、正しく26億6,000万円に訂正をいたしました。

さらに、4ページから8ページの予算収支計画、資金計画におきまして、営業収益や営業費用など各親項目の集計ができておりませんでしたので、集計数値を追記させていただきました。

以上、法人事務部からの報告を受け、事務局説明とさせていただきます。

堀田議長

提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議員1名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、小西喜代次議員。

小西議員

それでは、議案第2号、地方独立行政法人公立甲賀病院の中期計画の一部変更の認可を求める議決について、以下3点、お聞きしたいと思います。

今、提案説明の中でありますので、今回一部変更されている変更箇所の理由についてはお聞きしました。

2つ目は、法人化後2年目となりますけども、中期計画は毎年度見直すものなのかどうか、この点です。

3つ目は、今回の変更について、中期目標そのものにどのような影響、影響がないのかどうかについてお聞きしたいと思いますが、先ほど事務局長のほうから提案理由について、変更理由について説明がありましたので、それに関連してあわせてお聞きしてもよろしいでしょうか。1つ目のところは既に説明いただいたようなことなんですけど、2回目ではよろしいか、議長。

堀田議長

2回目です。

小西議員

2回目です。はい。だから、1のところは今説明いただきましたので、それはもうご答弁いただいたこととします。

谷畑管理者

議長。

堀田議長

管理者。

谷畑管理者

5番、小西議員の質疑にお答えをいたします。

1点目につきましては先ほどご指摘をいただいたとおりでございます。提案理由や事務局説明でご報告をさせていただいたとおりでございます。

2点目の、中期計画は毎年度見直すのかについてでございますが、今回の中期計画の変更につきましては事務処理誤りの訂正をお願いさせていただくものでありまして、本来あるべき中期計画の変更につきましては、定款に定められた業務の範囲に変更がある場合や、土地建物等の重要な資産の取得処分を必要とする場合を想定しておりまして、先行、独立行政法人病院の事例におきましては、毎年度業務実績の変動に伴う中期計画の変更が実施されていないというふうには法人が聞いているということを伺っております。

実はお手元に参考資料をお配りさせていただいていると思っておりますけれども、1枚めくっていただきますと、中期計画策定目標指標・実績数値の推移表というA3の表を添付させていただいております。

ここに、この中期計画に掲げられました数値目標を全て上げさせました。全てこの数値について根拠が正しいのかどうなのかということ再度チェックさせまして、それをきちっと報告をさせるという形でさせていただきましたので、これで、この中期計画につきましては数値的な誤りというものはないものだというふうに考えております。

そういった関係で、毎年度これを見直すのかということにつきましては、先ほども申しましたように基本的には見直さないものでありまして、この法人発足時の転記ミスなり、さまざまな事務処理ミスが重なったということでありまして、その点のチェックもできていなかったということで、管理者としてもおわびを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

次に、3点目の、今回の変更について中期目標に影響がないのかということにつきましては、中期計画は、設立団体が法人に対して指示した4年間の中期目標に基づきまして法人が作成をし、そして、議会の議決を経て設立団体が認可するものでございます。法人から中期計画変更の認可申請を受け、内容を確認させていただいたところでありまして、中期目標への影響はないと判断をいたしております。先ほど申しましたように、それぞれの数値目標につきましては再度精査をさせていただいて、中期目標との関連性から影響がないというふうに判断をさせていただいているところでございます。

小西議員  
堀田議長  
小西議員

以上でございます。

議長。

5番、小西喜代次議員。

ご答弁いただきましてありがとうございます。

議会として、この問題というのは議決した責任上、見届ける必要があるという意味で、計画変更というのは非常に大きいのではないかなと認識で質疑をしているわけですが、今、この変更の理由そのものについては事務的ミスということと、解釈上の問題と。

先ほどの定款の問題もそうだと思うんですけど、独法化に向けた準備、1年以上かけて準備されてきたことについては非常に大変な作業だったと思うんですけども、しかし、なぜこういうことが起こったのかというのはちょっと私には理解できないわけですが、議会としては、提案された数字の誤りというのはもともと確かめるべきがありませんから、提案されたものについて考え方が合致すればオーケーだと。かなりこれ、計画そのものについても大きな数字の変更があるということですよ。

だから、そういう点では、今後こういうことが起こらないような担保といいますか、保証といいますか、そういう裏づけというのはどのように考えておられるのかというのが1つです。

それから、これがわかる経過というのは、どういう経過の中でこれが発見されたのかということについても改めてお聞きしたいというふうに思います。

それから、先ほど評価委員会との関係で言われましたけども、法人のほうの報告が前提として全てされるというふうに思うんですけども、議会としても1年間、今年の8月に評価委員会の評価を受けて、9月の議会で報告ということはありませんでしたが、昨年度は特にそういうことがその辺でもいろいろなっていないかと思うんですけども、やっぱりそういう議決をした責任上、議会にも定期的に一定、法人理事会との情報を共有するという、そういう意味での仕組みというのが必要ではないかというふうに思うんですけど、その辺での、これは管理者の所見をお聞きしたいというふうに思います。

暫時休憩します。

(休憩)

再開します。

議長。

堀田議長

堀田議長  
谷畑管理者

堀田議長  
谷畑管理者

管理者。

5番、小西議員の再質疑にお答えをいたします。

実は私も公務員の一般職であったことがございますのでよくわかるわけですが、やっぱり担当者がかかりますと考え方も変わります。公務員の現場に裁量権がありますので、少し担当者によって揺らぎがあるということはございます。ですから先ほどの定款につきましても、やはりそういった揺らぎの中で、国の指導の部分で少し揺らいでいたのかなというふうを考えておりまして、それは病院側と、法人化といたしましては認可を受ける側ですので、やはりそこについてあまり厳しく言うことができない部分もあろうかなというふうに思っております。法律の有権解釈権自体が各省庁にございますので、やはりそこで示されると一定の部分で従わざるを得ないというところをご理解いただけたらありがたいというふうに思っております。

この中期計画についての担保ということでございますけれども、先ほども申しましたとおり、この参考資料につけてあります各指標について全て網羅をさせております。これについて、議会に提出をするということでもとめさせていただいたものでございまして、その点で一定担保させていただいているというふうに考えております。

この数字自体については転記誤り等でございますので、実際の数値はその数値の中で現場では目標を持って動いていたということでございますので、その点、ご理解をいただければありがたいというふうに思っているところでございます。

それから、この発覚の経過につきましては、先ほども提案説明の中で申し上げましたとおり、今年2月の評価委員会に資料を提出する際にこのミスに気がついたということでありまして、その際に、その部分だけ修正をかけたいということでありましたけれども、議員がご指摘いただきましたように、やはりこの議会でしっかり議論していただくというためには基礎資料を全部出す必要があるだろうということで、全て上げさせて、全てチェックをさせて、ここに上げているところでございます。

ですから、この中でもし気になる数値がありましたら、事務局のほうにもまた言っていただけるとありがたいかなと思っておりますのでございます。その点について、法人に対して資料をつくらせるということも可能ではないかなと思っております。

それから、情報共有の仕組みについてでございますけれども、議員のご指摘もございますので、中間に当たりますこの2月の評価委

員会を経た時点での状況については、毎年度、この3月の定例会の場で一定ご報告をさせていただくということで対応させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

小西議員  
堀田議長  
小西議員

議長。

5番、小西喜代次議員。

最後に1点だけ。今、管理者のご答弁の中で、現場は別の数字の目標でやっていたと。しかし、こことは違う目標でやっていたと、そういうことがあったということなんでしょうか。現場はもともとの正しい数値を目標に取り組んでいたと、しかし、この表自身だけが間違っていたと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

谷畑管理者  
堀田議長  
谷畑管理者

議長。

管理者。

5番、小西議員の再質疑にお答えいたします。

そのとおりでございます。現場としてはこの数字で取り組んでいたということで、転記が間違っていたということでご理解いただければと思います。

堀田議長

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

以上で、今回通告のありました質疑が終わりましたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

堀田議長

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第3号

堀田議長

日程第5、議案第3号「平成31年度公立甲賀病院組合一般会計補正予算(第3号)について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

堀田議長

管理者。

谷畑管理者

それでは、議案第3号「平成31年度公立甲賀病院組合一般会計補正予算（第3号）について」の提案理由を申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ1,589万6,000円を減額し、補正後の予算総額を48億6,990万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、法人が病院組合を通して支出する予算のうち、市町村共済組合、職員共済組合に支払う基礎年金拠出金の不足見込み額50万円を増額し、高額医療機器の整備財源であります地方債の不用額1,640万円を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

堀田議長

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議員2名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

10番、立入善治議員。

立入議員

一般会計の補正予算の3の歳出のところですね。諸支出金の中の病院貸付金1,640万。説明では人工呼吸器に1,210万円、それから、電子カルテの移行に対して430万円とありますが、その主な理由について伺いたいと思います。

議長。

中尾事務局長

事務局、答弁。

堀田議長

10番、立入議員のご質疑にお答えいたします。

中尾事務局長

病院貸付金減額の主な理由につきまして、本貸付金は、今年度法人が整備します高額医療機器等に対する起債貸し付け分でございます。当初予算では、購入後12年を経過し、老朽化した人工呼吸器5台分として2,000万円、旧電子カルテデータ保存のためのサーバー機器更新に4,210万円を計上しておりましたが、法人担当部署の価格交渉努力により安価で購入でき、1,640万円が不用となりましたので減額させていただくものでございます。

以上でございます。

堀田議長

次に、5番、小西喜代次議員。

小西議員

議案第3号の公立甲賀病院組合一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

歳入で、5款1項、地方債1,640万円の減額ということで、その減額の理由と病院事業への影響について説明を求めたいということですが、既にご答弁いただいておりますので、続きに今の答弁を聞いて質問してよろしいですか。これはこれですか。

堀田議長  
小西議員  
中尾事務局長  
堀田議長  
中尾事務局長

これはこれです。

はい。

議長。

事務局、答弁

5番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

減額の理由につきましては、先ほどの立入議員への答弁のとおりでございます。

病院事業の影響につきましては、当初予算より安価で購入できたため、借入金の減少により将来発生する起債元利償還金が少なくなりますので、経営上メリットがあると考えられます。

以上でございます。

議長。

5番、小西喜代次議員。

交渉経過の中で減額というのは非常に好ましいことで、借金をそれだけしなくていいということだと思えるんですけども、この交渉というのはもちろん担当の方がやられるというふうに思えるんですけども、そういう点では法人のかかわりは、法人というか、組合としてのかかわりがないかというふうに思えるんですけども、その辺での、いわゆる組合の側からそういう交渉について一定チェックだとか交渉経過だとかいうことの報告を受けて進められているのかどうか、その点についてお聞きしたいというふうに思います。

議長。

事務局、答弁。

小西議員の再質疑にお答えいたします。

医療機器購入の価格交渉に際しまして、病院組合としての関与についてのご質疑ということですが、病院組合としましては、医療機器の購入の価格交渉経過に関しまして特に関与することは一切ございません。

以上でございます。

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、今回通告のありました質疑が終わりましたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

小西議員  
堀田議長  
小西議員

中尾事務局長  
堀田議長  
中尾事務局長

堀田議長

堀田議長

堀田議長

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

堀田議長

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第4号

堀田議長

議案第4号「令和2年度公立甲賀病院組合一般会計予算の議決について」の件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

谷畑管理者

議長。

堀田議長

管理者。

谷畑管理者

それでは、議案第4号「令和2年度公立甲賀病院組合一般会計予算の議決について」の提案理由の説明を申し上げます。

病院組合一般会計予算につきましては、2市にて構成をしております公立甲賀病院組合における議決機関の組合議会運営費、組合職員1名分の給与費を含めた執行機関の管理費及び監督・監査機関経費等1,302万2,000円と、地方独立行政法人化に伴い、制度上、法人が病院組合一般会計を通して支出いたします総務費の共済費とともに、衛生費、公債費、諸支出金の病院貸付金を含めた18億3,100万3,000円の、合計18億4,402万5,000円を計上いたしました。

その財源にあっては、構成する2市の負担金7億957万5,000円と、財産収入、繰越金、諸収入、地方債の合計11億3,445万円を充てるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

堀田議長

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議員2名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

10番、立入善治議員。

立入議員

この問題については、先ほどの補正第3号で説明がありましたので、いわゆる企業努力によって、職員の努力によって減額されたということですので、実施されたということですから、この質疑については取り下げます。

堀田議長

次に、5番、小西喜代次議員。

小西議員

それでは、上程されています議案第4号、令和2年度公立甲賀病院組合一般会計予算の議決について、1点質問いたします。

雑収入の雑入、ここで1,796万円減額がされているわけですが、その内訳について示していただきたいと思います。

中尾事務局長  
堀田議長  
中尾事務局長

議長。

事務局、答弁。

5番、小西議員のご質疑にお答えいたします。

平成31年度予算の雑収入につきましては、退職手当基金費として2,400万円、法人職員の基礎年金拠出金共済追加費用として2億1,113万円、合計2億3,513万円を計上しておりました。令和2年度の予算上でございますが、法人職員の基礎年金拠出金共済追加費用等として2億1,717万円を計上しておりますので、その差額1,796万円が減額分となります。

以上でございます。

堀田議長

ほかに関連質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

以上で、今回通告のありました質疑が終わりましたので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

堀田議長

討論なしと認め、討論を終了いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

堀田議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 一般質問

堀田議長

日程第7、一般質問を行います。

10番、立入善治議員。

立入議員

それでは、一般質問を行いたいと思います。2点について伺いたしたいと思います。

1点目は、いわゆる医療圏域、この甲賀圏域における公立甲賀病院の中核病院としての役割について伺いたしたいと思います。

湖南市、甲賀市の両市における中核病院としての役割がこの公立甲賀病院については課せられていると思うんですけども、両市の医療機関あるいは診療所や医院、ここの連携、この連携が、もちろん紹介等々の行為とかあるわけなんですけども、現時点でどのよう

に確立されているか、また、この圏域内の医師との連携、これがどこまで確立されているか、まさにこの甲賀圏域における医療体制の充実をどう図られているのか、その中核病院としての役割について伺いたいと思います。

同時に、救急の受け入れに対して、甲賀病院で拒否をされる事例というのが幾つかあるというふうに聞いています。例えばベッド数の問題も、満床の中で実施されるというふうにはなっていない、空きがあるわけなんですけども、こうしたことに対しても、全体としてももちろん医師の確保とか看護師の不足とかいう問題があると思うんですけども、今後の医療体制についてどのように考えておられるのか、まず、それが第1点目に伺いたいところです。

2点目は、これは無低診の取り組みなんですけども、これまでもこの議会で当然審議はされているし、一般質問もされてきていると思うんです。実際、実施はされていないわけなんですけども、この無低診の問題、確かに今、社会的にはいろんな格差が生まれています。病気でありながら病院に行けないという患者さんもたくさんおられます。そういう意味ではこの無低診の取り組みが欠かせないものとなっているわけなんですけども、先ほども言いましたように中核病院としてこの甲賀病院がいわば率先して取り組むべき課題、このように思うわけなんですけども、その具体的な取り組みについて、過去には協議をすることが答弁でされているというふうに議事録で拝見しました。その後の経過について、まず、この2点について伺いたいと思います。

議長。

管理者。

それでは、10番、立入議員の一般質問にお答えをいたします。一般質問、大きく2問でございます。

まず、1問目の、甲賀圏域における中核病院としての役割についてのお尋ねでございます。

公立甲賀病院は、昨年4月から地方独立行政法人として新たなスタートを切らせていただきました。法人化後も甲賀市と湖南市が設置する公立甲賀病院組合が経営をする公立病院としての機能を確保するため、両市から、すなわち組合として法人に対し4年間の中期目標を指示し、その目標を受けて、法人は4年間の中期計画及び年度計画を作成させまして、質の高い医療の提供や効率的な病院経営に取り組ませているのが現状でございます。

両市の医療機関、診療所等との連携、いわゆる病病連携や病診連携ということでございますけれども、公立甲賀病院につきまして

谷畑管理者  
堀田議長  
谷畑管理者

は、平成28年1月に、地域で必要な医療を確保し、地域医療機関の連携を図るという観点から、かかりつけ医等を支援する地域医療支援病院として滋賀県知事から指定を受けているところでございます。法人は、地域医療支援病院の要件であります救急医療、紹介患者に対する医療提供、かかりつけ医等への逆紹介、そして、医療機器等の共同利用の実施、さらには地域の医療関係者に対する研修会の実施と、これは既に中期目標に掲げて、それを法人に指示をさせていただきまして、法人から中期計画にそれを掲げ、この議会において認可をいただいているものでありますし、また、毎年度、計画にもその点については掲載をしまして、甲賀保健医療圏域内における医療の効率化と分化、そして、医療水準の向上に取り組んでいるところでございます。

救急医療につきましては、救急搬送受け入れ率を数値目標として掲げておりますので、甲賀広域消防本部とも連携をし、情報共有をしながら、亡くなられました清水前院長の方針でありました「断らない救急体制の構築」に現在努めているところでございます。上半期時点では、この数値目標は達成できている状況であるというふうに聞いているところでもございます。

具体的な救急の断り理由に関しましては、主に夜間休日時間帯におきまして、ほかの重症患者の対応中であるということでありまして、また、当直医としております医師の専門外の患者であった場合、さらには三次救急が対応することが適切であろうという患者の場合などで、非常に受け入れが困難であったという場合であったというふうに聞いているところでもございます。

それから、医師、看護師の確保対策についてでございますけれども、中期目標の中においては、中核病院としての役割を果たして安全安心な医療を安定的に提供できるように医療従事者の確保に努めることを指示しておりまして、法人が4年後の医師数、看護師数、看護職員離職率をそれぞれ、先ほどもお話がございましたが、中期計画の中で数値目標として設定をしているところでもございます。

医師につきましては、滋賀医科大学や京都大学との連携強化により充実しつつあると聞いておりまして、先般の2月13日には、滋賀医科大学と公立甲賀病院組合との間で地域医療教育研究拠点に関する協定を締結させていただいたところでございます。今後は、この協定を活用しながら、人材確保が充実していくことができるものというふうに考えているところでございます。

また、看護師につきましては、甲賀看護専門学校学生や他の養成施設の看護実習を積極的に受け入れておりますし、また、慢性的な

看護師不足への対応といたしましては、甲賀看護専門学校以外からの採用確保のために、県内高校、看護専門学校、また、京都府や三重県の大学訪問に努力がなされているというふうに聞いているところでございます。

また、看護師の働き方改革も進めておりまして、看護師の夜勤の回数を減らす努力もしているところでもございます。

今後とも、医師、看護師等の人材確保につきましては、地域中核病院及び地域医療支援病院としての体制確保に努めるよう、法人に対して指示をしまいたいというふうに考えております。

次に、2点目の無料低額診療の取り組みについてでございます。

昨年3月の組合議会定例会におきまして小西議員からもこの件につきましてご質問いただきまして、先ほどご紹介いただきましたようにご答弁をさせていただいているところでございます。

無料低額診療事業につきましては、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないように、社会福祉法人並びに公益法人等が実施できるとなっているものでございます。平成31年2月1日現在で、滋賀県内では9つの医療機関が滋賀県に対しまして無料低額診療事業の届け出を行い、実施をされているところでございます。それは済生会でありますとか、また、精神科の3病院、また、3つの診療所等で実施をされているところでありまして、現在のところ、公立病院で実施されている病院がないというふうに伺っております。

議員からご指摘いただきましたように、甲賀保健医療圏の中で、公的な中核病院として、生計困難者が経済的理由により必要な医療を受ける機会を制限されることがないよう体制を充実させるということについては、公立甲賀病院の重要な使命の1つであるというふうに考えております。

昨年の答弁後、構成2市の健康福祉部門を中心に検討をした結果、公立病院は、本制度に係る税制上の優遇措置が受けられない上に、診療費の減収分を負担するということになるため、病院としては現在の厳しい経営状況をさらに圧迫することにつながるということでありまして、法人に対し、無料低額診療事業の実施を組合として中期目標で指示することは難しいと考えているところでございます。

なお、法人におきましては、現状におきましても診療費の支払いが大きな負担となる経済的に困窮されている方に対しましては、分割払いのご相談に応じるなど、可能な限り寄り添った対応をとっているというふうに報告を受けているところでございます。

立入議員  
堀田議長  
立入議員

以上でございます。

議長。

10番、立入善治議員。

今、ご答弁いただきました。

1つは中核病院としての役割ということですが、この中期計画の中でいわゆる病床の利用率が掲示されているわけですが、2018年で76.9%、2022年で89.9、いわゆる90%の病床利用率を目指しておられます。今、答弁ありましたように、医師や看護師の確保等々の中でこれを実施、施行ということですが、ここについてのいわゆる現状との、取り組みについての現段階での状況ですね。先ほど管理者が言われましたように、京都大学や滋賀医大との協議ということでした。具体的に、これについては実施できる方向を明確に持っておられるかどうかということ。

それと、もう1つは市民の健康を守るという点で、今議会の管理者の挨拶の中でもありましたが、いわゆる新型コロナウイルスの問題で、まさに今、全国的、世界的に非常に問題が大きくなっているわけなんですけども、この圏域の中でPCRの検査等々の体制、これについて、政府は3月11日の発表では病院名は明らかにしなかったんですね。いわゆる全国で九百何がしかの病院で行うということしか言わなかったと思うんですけども、その後の全国的な変化と、新型コロナウイルスが非常に蔓延してきている中で、この甲賀圏域の中での甲賀病院のPCR検査等々についてどのように今考えておられるのか、現在どのようにされているのか。

例えば、圏域内の診療所では、当初は診療所に患者さんは行ってはならないということでしたよね。保健所に電話をして、それから検査を受けるという、こういうことでした。しかし、そういう事態でなくて、診療所でも、例えば通常入り口から風除室で、その患者さんの病状、熱がどういうふうにあるかということで具体的に調査をされながら、いわゆる隔離診療をされている、圏域内にはそういう診療所もございます。

こういう点からして、この甲賀病院が今現在ここについてどのようにされようとしているのか、伺いたいと思います。

議長。

管理者、答弁。

10番、立入議員の再質問にお答えをいたします。

まず、病院のほう、中核病院としての役割の果たし方についてでございますけれども、病床利用率については、今年度の直近でありますけれども、年度を通しての病床利用率については、今、全体を押

谷畑管理者  
堀田議長  
谷畑管理者

しなべて85%程度ということでございます。ただ、これは入退院が同日になりますので、実際動いているのはプラス5%ぐらいをその上に乗せるという形で見ていただければと思っております。

ただ、そういった中で課題は、ICU病床の稼働率が低い、すなわち救急で対応するところが少し弱いというところがございます。また、現在、4東病棟が休床しておりますので、これを動かすということによって少し利用率が下がる可能性がありますので、これを看護師を確保して開設していくという方向に持っていくように指導していくことになろうかと思っております。

ただ、今必要なのは先ほど申しましたようにICU病棟の活用でありますので、そちらのほうに医療資源を振り分けていくということで今進めているというふうに聞いているところでもございます。

やはりこの地域、公立甲賀病院に対する信用が非常に大きくて、外来で来られる方がたくさんおられて、医療資源がそちらのほうに少しシフトし過ぎているというふうに認識をしております。その点は常に法人に対しては指摘をさせていただいております。やはり地域の中核病院として、地域の開業医を支援する病院という形で、少し高度な医療の部分に医療資源を割いていく必要があるのではないかとすることは法人当局と認識を一にしているわけでありませぬけども、実際、外来患者が非常に多いということでございますので、そこのところに少し苦慮しているところでもございます。

また、医師の確保につきましては、新年度からも医師の増加ということもございますので、新たな理事長の就任とともに、また、医師の数については増えていくと思っておりますけども、先ほど申しましたように看護師の確保に苦慮をしております。この点につきましても県等とも連携をとりながら、今後、さらにこの看護師確保には努めてまいりたいというふうに考えておりますし、病院当局のほうからは、先ほど申しましたように京都府、また三重県に対して大学訪問をしているということについて、また、他県についても取り組みを進めたい、広げていきたいというような意欲的な思いもいただいているところでもございまして、こういったことを着実に1つずつ基盤的に積み重ねていくということが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

それから、新型コロナウイルスについての対応でございます。

公立甲賀病院は指定病院となっておりますので、感染症病床がございませぬ。現在4床、感染症病床がございませぬけれども、現在のところ利用はされておられません。先ほど申しましたように、甲賀市、湖南市管内での感染者が確認されておられませんので、その

利用はないところであります。

ただ、この感染症患者の収容につきましては県全体でベッドコントロールをされるということになるかと思っておりますので、現在、偽陽性の人も含めまして大津管内、また、東近江管内にそういった患者がおられるということでありまして、そういったところの病床が埋まってまいりますと、順次、こちらのほうにも応援の要請が来るのではないかなというふうに理解をしているところでございます。

そして、PCR検査につきましては、これは現在、国の方向性においては、医療崩壊を防ぐためにできるだけ遅滞戦略、おくれて下がっていく遅滞戦略をとっているというふうに認識をさせていただいております。現在特効薬もなく、ワクチンもない状態でありまして、かなり多くの方が一度に感染をいたしますと、大体8割の人は軽症でありますけれども、2割の人は重症に陥り、そして、その中ではすぐに重症に陥ってしまうと、たちまちのうちに重症に陥ってしまうと。そして、5%の方が亡くなるという数値がWHOから出されているということでありまして、やはり5%の方が亡くなる、また、2割の方が重症化することを防止するという観点からは、まずは感染しないということが一番大事でありまして、ただ、これだけ蔓延しておりますと感染を確実に防ぐということは不可能でありますので、できるだけ感染しないようにしていくという戦略をとっているというふうに考えております。

そういった中で、医療現場が崩壊をするということについては、むやみやたらとPCR検査をして陽性を出していても、その陽性の中には偽陽性もたくさん入っておりますし、また、陰性の中にも偽陰性もあるわけでありまして、PCR検査の結果が全てではないということでありまして、今、CT等でほんとうに肺炎なのかどうなのか、重症なのかということを見ながら、県のほうでベッドコントロールをしているというふうに伺っているところでございます。

ご指摘のとおり、国のほうではPCR検査を民間でできるように保険適応が開始をされておりますけれども、現実のところ、県内でその検査ができるというところがあまりないということでありまして、それぞれの医療機関でその検体を梱包して輸送に回すというその資格がないということでありまして、やはり県の衛生環境センターに対して保健所を通じて対応するとしか上げられるところはないというふうに聞き及んでいるところでもございます。

ですから、そういった意味で申しますと、当初の計画のとおり、

発熱等の症状があれば、直接医療機関にかかるのではなくて電話で相談センターに相談をしていただきながら、その中で検査を受けていただくのかどうなのかということ判断していただくということが大事だというふうに考えております。

先ほど申しましたように、今、国のほうはおそらく緊急事態宣言が出るころまで首都圏が近づいているということでありまして、関東圏においてはおそらく病床については満床の状況だろうと思っておりますけれども、そういった中においては、この甲賀病院でもそうですけれども、やはり病院の外にテントをつくって、そこでその疑いのある患者さんについては検査をするということになるかと思っておりますし、その際には防護服を着ながら対応していくということになるのではないかなと思っております。ですから、本来であれば、やはり市中の診療所に直接行かれるということは避けていただくというのがまず大事ではないかなというふうに思っております。そういった中での連携については、保健所が中心になって各医療機関をつないでいただいていると認識をしているところでございます。

以上でございます。

以上で、立入善治議員の質問が終わりました。

次に、5番、小西喜代次議員。

それでは、4つ、大きなテーマで質問させていただきます。

1つ目は、地方独立行政法人化後の評価と課題について伺います。

昨年、2019年4月から、地方独立行政法人公立甲賀病院としてスタートいたしました。目標期間は4年間ということになっていきます。

昨年の4月1日の本会議、本議会のほうで中期計画認可を議決したという経過があります。この中期計画では、地方独立行政法人化によって、適正な評価を取り入れた人事制度の構築、優秀な人材の確保・育成、柔軟な契約締結等をこれまでにない手法により行うことができるようになるなど、地域の医療ニーズの変化に迅速に対応し、真に地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供することで、地域医療水準の向上や市民の健康維持及び増進に寄与していかなければならない。地方独立行政法人制度の特徴である自律性、自主性を最大限に発揮して、質の高い医療の提供と効率的な病院経営を目指すとされていきました。

それから以後、約1年間が経過をいたしました。私はその前の年の定款制定の2017年12月の臨時議会で、地方独立行政法人化

堀田議長

小西議員

反対の討論で以下のように述べました。地方独立行政法人化の問題点として、経営効率を最優先し、自治体の公的責任が失われ、医療サービスの低下、縮小、廃止につながりかねない。議会の関与ができなくなり、住民のチェック機能がなくなる可能性がある。病院職員の身分や労働条件の変更も一方的に行えるなどが挙げられる。これらについて、移行後の保障が担保されていないということについて指摘をいたしました。

また、全国独立行政法人病院協議会の資料を紹介して、メリットが期待どおりではなかったが2割、デメリットがあったが6割という結果が示されていました。そういう点で、これらの問題点、課題について全国のさまざまな実例からも明らかになっており、これらの一つ一つについて十分な検討と、関係者の間での時間をかけた議論の検証が求められるということもあわせて指摘をさせていただきました。

独立行政法人化の現時点での評価と課題についての認識についてお伺いしたいと思います。

次に、2つ目は、中期計画の目標と課題についてです。

目標期間を2019年4月から2023年3月の4年間とする地方独立行政法人公立甲賀病院中期計画の認可を、昨年4月1日に本議会で議決をいたしました。この中期計画に基づいて、2019年4月1日から2020年3月31日の地方独立行政法人公立甲賀病院2019年度計画のもとに事業が現在進められています。

以下、課題について、評価についてお伺いします。

集中医療、周産期医療、県の小児医療救急体制の再編計画のもとでの、小児医療の分野での医療の確保。2つ目が、甲賀保健医療圏での中核病院、地域医療支援病院としての役割。3つ目は、休床病床の早期再開に向けての看護師の確保など、医療従事者の確保・育成の問題。4番目に、診療報酬改正のもとでの経営基盤の安定化のための収支計画及び資金計画について、お伺いしたいと思います。

3つ目は、病院職員の働き方改革と健康管理についてです。

この間、冒頭にも清水前理事長の突然の逝去についてご冥福をお祈りする黙禱を行いました。心からお悔やみを申し上げるところでございます。こうした不幸な事態を繰り返さないためにも、地方独立行政法人化のもとで病院職員の働き方改革、労働条件、健康管理に関して、管理者の法人へのかかわりと責任がどういう関係になっているのかについて、お伺いしたいと思います。

4つ目は、先ほども立入議員のほうから質問がありましたが、無料低額診療事業についてです。

谷畑管理者  
堀田議長  
谷畑管理者

2019年3月の第1回定例議会で、無料低額診療事業の実施を提案いたしました。管理者の答弁では、体制が整えばぜひこれを実現することが望ましいが、現実的には体制が整っていない。両市あわせて検討の課題との答弁でもありました。その後の検討状況についてお伺いしたいと思います。

議長。

管理者、答弁。

5番、小西議員の一般質問にお答えをいたします。

質問項目、大きく4項目でございます。

1つ目の、地方独立行政法人化後の評価と課題に関するご質問でございますが、法人の評価につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項の規定によりまして、年度終了後3カ月以内に法人から提出される業務実績報告書を設立団体の長が評価することになっておりますので、現時点において評価は行ってございません。なお、その実績評価につきましては、9月の病院組合議会において報告書を提出させていただくこととなるところでございます。

地方独立行政法人化によりまして、運営の主体が病院組合から法人に移ったわけでありますけれども、設立団体といたしまして、毎月、副管理者の岩永甲賀市長とともに正副管理者会を開催いたしまして、法人から病院の運営状況等の報告を受け、意見交換をしているところでございます。

地方独立行政法人化後、昨年5月に、看護師の夜勤負担軽減を目的とした1病棟の休床がありましたけれども、断らない救急受け入れ体制の再構築、また、市民公開講座による地域住民への情報発信の強化、さらには滋賀医科大学との地域医療教育研究拠点に関する協定による人材育成確保への取り組みなど、4年間の中期目標、中期計画の達成に向けて、地道に法人としての基礎を固めながら運営が行われると認識をしているところでございます。

なお、法人からは、現状の課題といたしまして、先ほども申しました断らない救急について、まだ少し、数%お断りをせざるを得ない部分がございますので、その解消と継続、また、これも先ほど申しました看護師の確保対策、さらには、それらに相まって入院収益の向上ということが課題であるという報告を受けているところでございます。

次に、大きく2問目の、中期計画の到達と課題についてでございますが、この評価につきましては先ほどのご答弁のとおり実施していないわけでありますけれども、ご質問にありました4点の現状と課題についてお答えをさせていただきたいというふうに考えてお

ります。

1点目の、救急医療、周産期医療、小児科医療の分野で医師の確保ということでございます。

現在、県においては医師確保計画を策定中でございます。その中において、この滋賀県内全体での医師の確保について方向性を示そうとしているところでもございます。そういった中、救急医療につきましては、中期計画、年度計画の中で救急搬送受け入れ率を数値目標と掲げておりますので、公立甲賀病院といたしましては、甲賀保健医療圏の中核的病院として救急医療の中心的役割を担い、圏域内の救急告示病院及び大学病院等の高次医療機関等との連携により積極的な受け入れを行っているところでありまして、今年度上半期の救急搬送受け入れ率は97.7%ということで、目標数値に達しているというふうに聞いているところでございます。

ですから、お断りしているこの2.3%、これを何とかなくしていく努力をしているわけでありまして、その努力の中には、医師、看護師の確保、先ほど申しましたICU病床の利用率を高めるであるとか、また、入退院についてベッドコントロールの技術をさらに精鋭なものとしていくというようなことも含めながら、この断らない救急を実現していくということになっているということでございます。

また、小児救急医療につきましては、法人が中期計画、年度計画において、滋賀県で、これもまた現在模索中でありまして、湖南保健医療圏と甲賀保健医療圏の広域救急医療圏における小児救急医療体制を確立していこうとされています。小児科医が非常に少ない中において、やはり高度な小児医療を提供するという拠点を集約化していく必要があるということでありまして、今の県の地域医療計画の中にもそういった位置づけがあって、現在そういう方向性に進めているというふうに伺っているわけでありまして、その体制が整うまでにつきましては、やはり甲賀湖南医師会や甲賀保健所と連携をしながら現状の体制を維持していくという方針を打ち出しておりまして、土曜日、日曜日、祝日の小児救急外来実施でありますとか、夜間待機制による小児救急受け入れ体制を維持していると伺っているところでございます。

また、周産期医療につきましては、医師、助産師の確保を継続しながら、安全安心な分娩ができる体制を維持しているというふうに聞いております。近隣の産科医において出産が困難なリスクのある妊婦につきましては積極的に受け入れをしております。ハイリスク症例につきましては、滋賀医科大学附属病院等の総合周産期母子

医療センターとの連携体制を維持しているというふうに聞いているところでもございます。この周産期医療体制につきましても、現在、県において県内4ブロックに分けまして、それぞれ、周産期における高度救急ができるような体制を組もうということで検討を進めているというふうに聞いているところでもございます。

次に、2点目の中核病院、地域医療支援病院としての役割につきましても、法人としては、中期計画、年度計画の中で、地域医療支援病院として紹介率、逆紹介率、そして、地域医療機関向けの研修実施回数を数値目標として定めているところでもございます。がん、心筋梗塞、脳卒中、糖尿病及びその他の専門医療につきましても、地域の診療所や病院との紹介、逆紹介を進めていくということで連携を深めまして、入院治療や専門的医療及び特殊な検査を必要としない患者は地域の開業医の先生のところ委ねていくということで、地域における医療の効率化と分化を進めている状況だと伺っているところでもございます。

また、地域の医療関係者に対する研修会を実施いたしまして医療水準の向上に取り組むとともに、開放型病床の活用でありますとか、また、予約システムを用いた高度医療機器の共同利用によりまして、医療資源の有効活用、また、地域医療の一体化も図っていると聞いているところでもございます。

地域においてこの地域包括医療ケアを進めていくという中においては、やはり多職種連携ということが必要でありますので、そういった場合の中核的な位置をこの公立甲賀病院が占めていくということになるかというふうに思っておりますし、先ほど申しましたその研修についても、甲賀病院から各地域の開業医の先生方に対する、その場を提供していくということも必要なことではないかというふうに考えております。

次に、3点目の看護師の確保、医療従事者の確保・育成についてのお尋ねでありますけれども、看護師につきましても、中期計画、年度計画に看護師数、看護師離職率を数値目標として掲げております。甲賀看護専門学校の学生でありますとか、そのほかの養成施設の看護実習を積極的に受け入れておりまして、また、先ほども質疑の中でご答弁申し上げましたけれども、慢性的な看護師不足への対応として、甲賀看護専門学校以外からの採用確保のために、県内高校や看護専門学校、京都、三重の大学訪問をされておりました、また、次年度からは他県にも広げるというふうに聞いているところでもあります。

しかしながら、採用いたしましても離職者もありますので、看護

師の増加に至っていないのが現状でございます。また、医師、看護師以外の採用困難職種につきましても、各種養成施設の研修、実習生を積極的に受け入れまして採用確保に取り組んでいるということで、こちらのほうはほぼ充足しているというふうに報告を受けているところでございます。

なお、休床しております48床の再開につきましては、看護師の充足状況や地域医療構想、また、患者数の動向などを見ながら、法人理事会において検討されるものであるというふうに認識をしております。

次に、4点目の、経営基盤の安定化のための収支計画及び資金計画についてのお尋ねでありますけれども、平成30年度の診療報酬改定におきましてマイナスの1.19%ということであったわけでありまして、令和2年度の診療報酬改定においてはマイナス0.46%の改定がされるという予定でございます。

中期計画、年度計画における令和元年度上半期の実績においては、診療単価が入院・外来ともに目標数値を上回っております。この点については法人当局がかなり努力をしている結果であると組合としては認識をし、評価をしているところでございます。これまでのように組合で直営をしていたころに比べますと、この入院単価、外来単価が劇的に上がっておりますので、やはりこれは1つの法人化の大きなメリットだったのではないかと考えております。それぞれが自主的、自律的に取り組んでいるということでもありますので、そういった中において、その改定の影響について少なくしていく努力をしているということであろうと認識をしております。

しかしながら、入院患者数が減少してきております。この原因といたしまして、過去、ドクターヘリの運用上、かなり公立甲賀病院で受け入れるべき患者が甲賀圏域の外にヘリで運ばれていたということでありまして、やはりドクターヘリを活用しながら利用する高度な医療資源というものも限界がございますので、そういったものについてはしっかり公立甲賀病院のほうで受け入れるということが必要なのでありますけれども、その点で少しそごがあった中などによりまして、公立甲賀病院の入院患者数が少し減ってきているということがございます。

ただ、今年度に入りましてからは、病院当局の努力によりましてその数値についても改善が進んでいるというふうに聞いているところであります。医業収支につきましては、令和元年度の目標比率94.5%に対しまして、現在91.0%、経常収支につきましては、目標比率98.4%に対しまして95.2%ということでありま

して、少し厳しい状況であるという報告を受けているところでございます。

ただ、こういう厳しい経営状況でありますけれども、病院運営資金につきましては中期計画期間中において不足するという事態の想定はしておりませんので、今後、医療機器の整備更新及び施設設備の維持管理等において計画性を持った資金管理が行われるものと考えております。

次に、大きく3問目の、病院職員の働き方改革と健康管理についてでございます。

先ほど小西議員が清水前院長を引き合いに出しまして、ああいう亡くなり方をしたことを防がないといけない的なことをおっしゃいましたけれども、清水前院長につきましてはそういうことではなかったというふうに考えているところでございます。ご本人もご本人の健康については一番よく理解をされていたというふうに思っております。私もできるだけ早く療養に入りたいということも常々申しておりましたけど、やはりご本人の責任感もあったのかなと思っております。

地方独立行政法人法の趣旨といたしまして、法人がこの中期目標、中期計画の達成をするために、職員の働き方改革、労働条件、健康管理を含む病院運営全てにおいて、この法人の責任のもとに医療サービスの向上や業務改善等に努めているということでございまして、設立団体である病院組合が働き方改革、健康管理に関与すべきものではないというふうに考えているところでございます。

地方独立行政法人法上、設立団体の長の責任といたしましては、毎年度法人から提出される業務実績報告書を評価し、病院組合が示した中期目標と法人が掲げる中期計画、年度計画の達成状況との間に著しい乖離がある場合、地方独立行政法人法第28条第6項の規定により、必要に応じ、業務運営の改善の勧告を行い、中期目標を基礎としたPDCAサイクルにより実効的なものとしていく責任を負っているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

最後に、大きく4点目の、無料低額診療の取り組みにつきましては、先ほど10番、立入議員にご答弁をいたしましたとおりでありまして、構成2市の健康福祉部門を中心に検討いたしました結果、公立病院につきましては、この制度に係る税制上の優遇措置がない上に診療費の減収分を負担することとなるため、現在の厳しい経営状況を圧迫するというところでありますので、法人に対して無料低額診療事業の実施をこの病院組合から中期目標で指示するというこ

小西議員  
堀田議長  
小西議員

とは難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長。

5番、小西喜代次議員。

では、何点か再質問させていただきますのと、中期計画の目標の課題について詳しくご説明いただきました。

医師の確保は、やっぱり一病院だけではどうにもならないというふうに思いますし、そういう点では県の責任というのは非常に大きいのではないかとこのように思っています。滋賀県の場合は、医師確保に使う費用というのは極端に低いですよ。それはやっぱりそれぞれの大学で、県立大学で医科大学を持っているところは単位が違う。100億単位の費用を負担されておりますけども、滋賀県は県立の医科大学がありませんから、そういう点ではもっと積極的に、医科大学を持たないのであれば、あらゆる分野で対応することが必要だということをぜひ重ねて強調していただきたいというふうに思うんです。自治医大には当然のことながら必要な分担をされているということだと思っておりますけども、もっともっと財政的にも必要な、投資が必要ではないかなと思っておりますので、ぜひその分野でも働きかけていただきたいというふうに思います。

それから、小児救急医療体制の問題で先ほどご答弁いただきましたけども、県の計画は示されて、これは甲賀市の市議会のほうでも、この病院組合議会のほうでもぜひということでも要望したわけですけど、現状維持をするということでもありましたので、ぜひ、あらゆる手だてを尽くしてこの地域の子供さんの安全を、医療を守っていくという点からもご努力をいただきたいというふうに思っています。

この点では、先ほど詳しくご説明いただきましたので、要望だけになるかなというふうに思いますが、ちょっと気になりましたのが、入院単価で、収益の点では単価が上がったと。これは単価が上がるといいのか悪いのかといいますと、ある意味、必要な医療であれば当然なことだと思っておりますけども、救急医療の受け入れの関係で入院患者さんが減っていると。最近は改善されてきているということだと思っておりますので、その点で、ここは病院の理事者がおられませんから、ぜひその方向でのご努力をまた続けていただくということをお願いしたいというふうに思います。

それから、4つ目の無料低額診療の件で重ねてご答弁いただきましたけども、この点では、私はできない理由については、いわゆる税制上のメリットがないということや、それから、厳しい経営の中

で経営的な負担ということが主な理由ということでもありましたけども、無料低額診療というのは要するに、ご承知だと思いますけども、ずっと無料低額診療で医療を続けるということではなくて、保険証がない、それからまた、何らかの理由で経済的困窮者の方が、お金のないために医療から遠ざかることのないようにというのが主な趣旨で、そこで一旦受診をしていただければ社会的な支援制度や生活保護へ導いていくというような、そういう医療を受けるハードルを低くして、それで、別の福祉の政策につないでいくというのが主な趣旨だというふうに思っていますので、ですから、経営的な負担というのはそう多くはないと。受診者数についても多分、前回もお示しさせてもらいましたけども、そう極端に多いわけでもありませんので、経営的な負担になるということにはならないのではないかなというふうに思うんですけども、その辺のご認識をお聞きしたいといえますのと、それから、税制上の問題というのは当然のことながら公立ですからないのは当然だというふうに思うんですけど、やっぱり何よりも無料低額診療のこの制度の趣旨は、先ほど言いましたようにお金の心配のある方々が、お金の心配なしにとりあえず医療機関を受診すると、ハードルを低くするというところに主な趣旨がありますので、そういう点では、改めて公立病院、公的病院の役割というのがあるのではないかというふうに思うんです。

先ほど、一定のいわゆる減免制度等の活用ということがありましたけども、これはあくまで今の制度上、どこの医療機関でもあるわけですから、そういう点では、公立甲賀病院としての、もし必要な独自の減免制度等について考えるのであれば別ですけども、現在の制度を活用してということであれば、特段、甲賀病院のほうがそういう生活困難の方の医療の受け皿になれるということではないと思うんです。

そういう点で、ぜひ無料低額診療の本来の趣旨と、それから、現在のいわゆるお金がないために診療を受けられないというこの実態をぜひ見ていただきたいというふうに思いますけれども、その辺の認識はいかがかどうか、その点を2点お聞きしたいというふうに思います。

議長。

管理者、答弁。

5番、小西議員の再質問にお答えをいたします。ちょっと2点がどれかわからないので、全部お答えいたします。ご要望ということでもありますけれども。

医師確保につきましては、当然議員がおっしゃいましたように

谷畑管理者  
堀田議長  
谷畑管理者

一病院だけではなく、現在、県においても医師確保計画を策定中  
であります。私も地域医療対策協議会並びに県の医療審議会の委員  
でございますので、その策定をしている過程に携わらせていただ  
いておりますけれども、現在、滋賀県は医師多数県ということ  
になっております。これは厚生労働省の指標がありますので、例  
えば若い医師が多ければ、それだけ医師が多いというような算定  
をされるとかというような指標によりまして、滋賀県は医師多数県  
とされております。ただ、現場における感覚としてはやはり医師  
の数が足りないというふうに思っておりますので、こういったと  
ころは、今回のものは既に国において指標を決めた上で各都道府  
県につくらせるような形になっておりますので、その枠組みの変  
更については別途、国に対して言っていかなければならない問題  
だと思っております。

そういった中で、甲賀保健医療圏につきましては当初医師少数  
区域だったわけでありまして、最終的な精査の結果、全国の二次  
医療圏の中で223位だったと思っておりますが、中位の下から  
2番目ということで、あと2つ落ちると医師不足地域ということ  
になったんでありますけれども、そうなっていないという現状が  
ございます。ただ、県においてはこの地域は医師が少ないという  
認識はしているということでありまして、そういった中で、医師  
の確保について県の一定の責任についても引き続き求めてまい  
りたいというふうに考えているところでもございます。

また、滋賀医科大学並びに京都大学、そして、京都府立大学にお  
ける医師養成についても、滋賀県からの支援というものもしっかり  
していただく必要もあろうかと思っておりますし、また、自治医大  
との関係というのも十分に使っていく必要があるんだろうという  
ふうに考えているところでもございます。

引き続き、この件につきましては滋賀県に対して強く求めてまい  
りたいというふうに考えております。

また、小児救急医療につきましては、救急医療の部分について小  
児科医の医療資源が少なくなってきたということで、集約化を  
していきたいということでございます。ですから、平日のこの小児  
科医療については地域の中で確保していくということになろうか  
と考えております。

公立甲賀病院においては現在3名の小児科医がおります。です  
から、広域の小児科救急医療圏ができれば、この3名の小児科医  
の体制を確保していくということを目標としておりますので、この  
3名の体制を確保している間は、当院におきましても小児救急の受

け入れということをしてできる限りしていくということを病院からは伺っているところでございます。

それから、入院単価につきましては、診療体制でありますとか、また、看護師の体制でありますとか、そういったところも含めて全体として上がっているということがございます。ですから、そういった中で、できる限り救急からの新入患者さんを増やしていくということに現在現場では努めているというふうに伺っておりますので、そういった方向性、議員のお話もございますので、そういった努力を続けていくように伝えたいというふうに考えております。

それから、最後に無料低額診療についてでありますけれども、無料低額診療をするに際しまして、先ほど申されました税制優遇措置につきましては、生活保護を受けている患者と無料または10%以上の減免を受けた患者が全患者の1割以上であるなどの基準がありますが、公立甲賀病院においてはその割合が1.4%ということでありまして、10%まで届かないということでありまして、そういった観点から非常に難しいのではないかとというのが両市と病院当局との協議の結果であったというふうに認識をさせていただいております。

先ほど議員のご質問にもありましたように、その他の福祉的な対応ということについても非常に大事なことだと思っておりますし、また、先ほどもご答弁申しましたように、分割払い等のご相談にも病院当局としては対応しているということでございますので、ご理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

5番、小西喜代次君。

時間もありますので最後ですが、無料低額診療ですけれども、いわゆる基準の問題で10%というお話がありまして、甲賀病院の場合は1.4%ということでもありましたが、単に生活保護を受けているということだけでなく、そういう生活保護基準の患者さんがどうなのかということも含めた検証が必要ではないかというふうに思いますので、今後、引き続いてこの2市の間でも調査もさせていただいて、それで、無料低額診療事業が開始できるような状況に持っていく。私は今でもそのような条件というのはクリアできるのではないかというふうに思っているんですけども、中期計画、中期目標に入れていく、そういうことを前提にした検討をお願いしたいということにして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

堀田議長  
小西議員

堀田議長

小西喜代次議員の質問が終わりました。  
以上で一般質問を終わります。

○閉会

堀田議長

お諮りします。  
本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
よって、会議規則第7条の規定により、閉会いたしたいと思いま  
す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

堀田議長

異議なしと認めます。  
よって、本定例会は閉会することと決しました。  
以上で、令和2年第1回公立甲賀病院組合議会定例会は閉会いた  
します。ありがとうございました。

(3月26日午後3時40分閉会)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名  
する。

議 長

堀田 繁樹

署名議員

田中 喜克

署名議員

戎 野 浩